

## 移動支援の実証実験に係る地域公共交通会議への協議について

### 【経緯】

平成 29 年度より、庁内プロジェクトチームにおいて、道路が狭く、はなバスでは対応できない地域の移動支援のあり方を検討しており、平成 30 年度から地域住民や事業者、学識経験者で構成する「移動支援のあり方を考える勉強会」を立ち上げ、具体の検討を進めた。

その成果を踏まえ、平成 31 年度に既存のタクシーを活用した移動手法について、地域における利用ニーズを把握するため、実証実験を行う予定である。

実証実験については、市内で営業を行っているタクシー事業者にご協力いただき、道路運送法第 21 条の許可(以下「21 条許可」という。)を受け実施する。なお、21 条許可の申請に先立ち、地域公共交通会議において、実証実験の内容について協議する。

#### (乗合旅客の運送)

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

### 【地域公共交通会議に協議する事項】

#### ①区域運行に係る事業計画等に関する事(道路運送法第5条関係)

・営業区域 ・系統及び運送区間 ・運行時間帯 等

#### ②運賃に関する事(道路運送法第9条関係)

#### (許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別(一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行(路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。))その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。)ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

#### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### 【協議後の流れ】

地域公共交通会議の合意が取れた後に、運行事業者に対し、「協議が調っていることの証明書」を交付し、運輸局へ各種申請を行う(審査期間は概ね3ヵ月程度)。

## 《移動支援（実証実験）の概要》

### 【目的】

道路が狭く、はなバスでは対応できない、向台町一丁目、南町二丁目、柳沢二～五丁目地域における移動支援のあり方の検討を進めており、既存のタクシーを活用した移動手手が地域において利用ニーズがあるか把握するために実施する。なお、日常のお買物を主目的に支援を行う。

### 【実施期間】

2019（平成31）年6月頃から3ヶ月程度

### 【協力事業者】

タクシー事業者と協定を取り交わし、運行を委託  
（道路運送法第21条許可）

### 【使用車両】

タクシー事業者所有の車両を時間貸（セダン型）  
乗車人数4名（運転手を除く）

### 【運行形態】

#### 区域運行

- ① 南町・向台町ルート  
起点：南町地区会館 → 終点：田無庁舎  
経由：田無柳沢児童センター
- ② 柳沢地域ルート  
起点：新柳沢団地内公園 → 終点：田無庁舎  
経由：柳沢第一児童遊園
- ③ 西武柳沢駅ルート  
起点：柳沢第三市民集会所 → 終点：西武柳沢駅

### 【実施方法】

**利用時間** 10時～正午、14時～16時

**曜日** 各ルート週2日  
（月曜から土曜の間で曜日をずらして運行予定）

**利用対象者** 対象地域の住民で、65歳以上の方、妊娠中の方、世帯に3歳未満のお子様がいいらっしゃる方の申請に基づき、実証実験利用者カード（以下、利用者カードという）を発行する。利用者カードをお持ちの方と一緒にいれば、介助や付き添い等の方もご利用可能

**予定ルート**

- ① 南町・向台町ルート（2台運行）
- ② 柳沢地域ルート（2台運行）
- ③ 西武柳沢駅ルート（1台運行）

※時間内はルートを巡回します。  
※各ルートの詳細はP.4を参照

**利用料金**

- ①、②は1回ひとり300円
- ③は1回ひとり150円

※小学生以下は無料

**利用方法** 市に事前登録を行い、対象者には利用者カードを発行。利用の際は、利用者カードを提示し、降車時に運賃を支払う。  
※利用者カードを持った方と一緒にいれば介護の方や付き添いの方も利用可能。ただし、付き添い等の方も運賃は必要

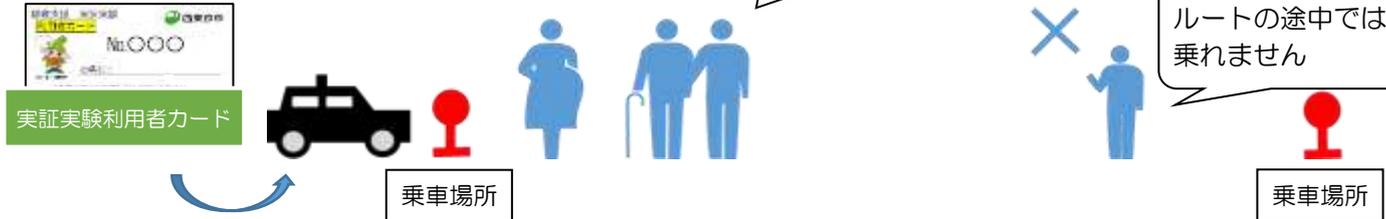
# 基本的な利用方法

## 乗り方

決められた場所でのみ乗車可能  
利用者カードを提示し乗車

利用者カードを持った方と一緒に介護の方  
や付き添いの方も利用可能  
※付き添い等の方も運賃は必要

ルートの中では  
乗れません



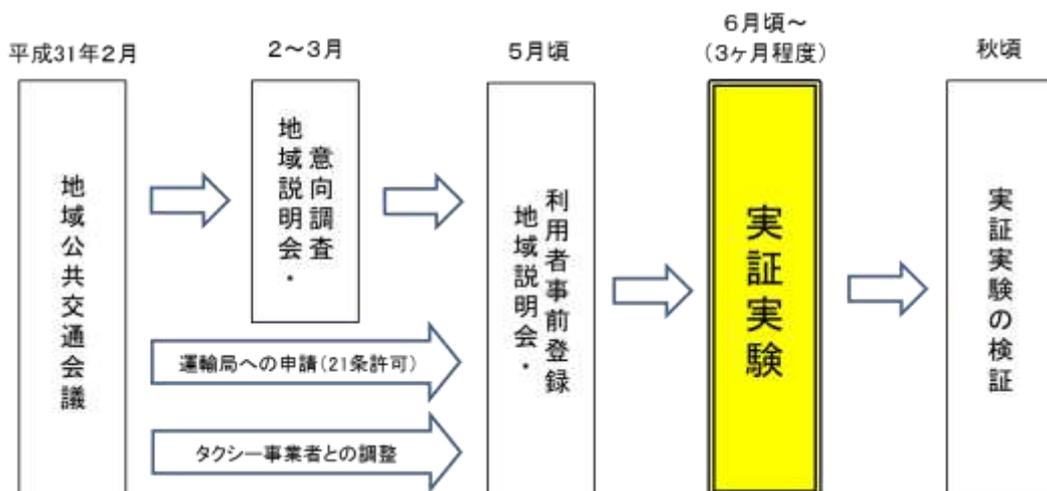
## 降り方

駅前や地域内の降車可能エリアで降りることが可能  
ただし、道路状況により、停車ができないときは、  
希望の場所で降りられない場合がある。

※付き添い等の方も運賃は必要



# 実証実験のスケジュール（予定）



# 《移動支援 実証実験ルート（案）》

